

1 〈教育相談委員会での取り組み〉

生徒に対する情報の共有・対応の仕方などについての協議

《教育相談委員会の構成員》

校長・教頭・教育相談主任・学年教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー

《委員会の開催》

毎週木曜日の第2校時

《協議の内容》

- ・心配される生徒の情報交換や対応策
- ・学年や学校での教育相談に対する取り組み ほか

SCや外部機関の紹介や橋渡し

- ・本人や保護者へSCとのカウンセリングをすすめる。
- ・すこやか新町、通級などの紹介を保護者にも。

教職員への情報提供

- ・特別な支援を要する生徒への支援の仕方や発達障害についての理解を深める。

2 〈学年・学級における取り組み〉

- ・教科担当の先生が個別に放課後学習指導にあたる。
- ・担任や教科担当が相談し、学校支援員に授業に入ってもらい個別支援をする。

3 〈QUの活用〉

第1回・・・結果から→集団に適應するのが難しい生徒の把握、対応の検討、
(6月実施) 学級集団作りに活かす。

8月・・・・・・・・SCと担任との面談

(QUの結果分析・2学期以降の学級経営について)

第2回・・・生徒や学級の変容を検討。来年度に向けた情報交換
(12月実施)